

集成材についての検査方法

全部改正：平成19年11月26日農林水産省告示第1482号

一部改正：平成24年9月19日農林水産省告示第2190号

最終改正：平成29年10月20日農林水産省告示第1595号

- 1 この検査方法は、集成材の検査について適用する。
- 2 検査を分けて理化学検査（浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げA試験、曲げB試験、曲げC試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 この検査方法において「試料集成材」とは、理化学検査及び外面検査に供する集成材をいう。
- 6 この検査方法において「試料ラミナ」とは、理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナをいう。
- 7 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、8から11までに定めるところによる。

8 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

- a 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、集成材の日本農林規格（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号。以下「規格」という。）別記の1の表37、表38及び表41に準ずる。

(4) 外面検査

(7)の検査の荷口から無作為に、表1の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	500本以下	50本
501本以上	1,200本以下	80本
1,201本以上	3,200本以下	125本
3,201本以上		200本

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の表40に準ずる。

b aに掲げる場合以外の場合

- (a) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする20日分以内の製

造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の表38及び表41に準ずる。
 (b) モデル試験体による曲げA試験に供するモデル試験体の作成は、規格別記の1の表39に準ずる。

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(7)のaの検査荷口から無作為に、表2の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを抽出する。

表2 ラミナの抽出数

検査荷口の大きさ		試料ラミナの数
	50本以下	8本
51本以上	90本以下	13本
91本以上	150本以下	20本
151本以上	280本以下	32本
281本以上	500本以下	50本
501本以上	1,200本以下	80本
1,201本以上	3,200本以下	125本
3,201本以上		200本

b aに掲げる場合以外の場合

(7)のbの検査荷口から無作為に、表3の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表3 構造用集成材の抽出数（aに掲げる場合以外の場合）

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	50本以下	8本
51本以上	90本以下	13本
91本以上	150本以下	20本
151本以上	280本以下	32本
281本以上	500本以下	50本
501本以上		80本

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材

(7) 理化学検査

規格別記の3の(1)から(6)まで、(7)のエ及び(9)に準じて試験を行い、その結果、(1)から(6)まで及び(7)のエにあっては規格別記の2に、(9)にあっては規格第3条、第4条及び第6条のホルムアルデヒド放散量の基準に準じて当該検査荷口の集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表4の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の

集成材をその等級に格付する。

表4 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材の外面検査の合格とする数

試料集成材の数	合格とする数
50本	43本
80本	70本
125本	111本
200本	179本

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

規格別記の3の(7)のイ及びウ並びに(8)に準じて試験を行い、その結果、規格第5条に準じて当該検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

b aに掲げる場合以外の場合

規格別記の3の(1)から(5)まで、(7)のア及び(9)から(11)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(5)まで及び(10)にあつては規格別記の2に、(7)のア、(9)及び(11)にあつては規格第5条に準じて当該検査荷口の構造用集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(1)のイの(4)のaの試料ラミナの単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の数が、表5の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする数以上であるときは、当該検査荷口のラミナをその等級に適合するものとする。

表5 構造用集成材の外面検査の適合とする数

試料ラミナの数	適合とする数
8本	7本
13本	11本
20本	17本
32本	27本
50本	43本
80本	70本
125本	111本
200本	179本

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(4)のbの試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表6の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

表6 構造用集成材の外面検査（aに掲げる場合以外の場合）の合格とする数

試料集成材の数	合格とする数
8本	7本
13本	11本
20本	17本
32本	27本
50本	43本
80本	70本

9 第2種検査方法への移行

8に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、10に定めるところによる。

10 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

8の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなった集成材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に、50本の試料集成材を抽出する。

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

8の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)のa中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなったラミナで製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と、同(7)のb中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなった構造用集成材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(1)のイの(4)のaの規定を準用する。この場合において、同aの表2は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ	試料ラミナの数
150本以下	13本
151本以上 280本以下	20本
281本以上 500本以下	32本
501本以上 1,200本以下	50本
1,201本以上	80本

b aに掲げる場合以外の場合

(7)のbの検査荷口から無作為に、8本の試料集成材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

8の(2)のアの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が40本以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

8の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(2)のイの(4)のaの規定を準用する。この場合において、表5は、次のように読み替えるものとする。

試料ラミナの数	適合とする数
13本	10本
20本	15本
32本	25本
50本	40本
80本	66本

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(4)のbの試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が6本以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

11 第1種検査方法への移行

10に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材がその格付しようとする等級及び種類に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、8に定めるところによるものとする。

最終改正文（平成29年10月20日農林水産省告示第1595号）抄
平成30年1月18日から施行する。